

令和 6 年度北いわて出会い・結婚応援事業

業務仕様書

令和 6 年 4 月
岩手県県北広域振興局
保健福祉環境部

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度北いわて出会い・結婚応援事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託事業名

令和6年度北いわて出会い・結婚応援事業業務委託

2 目的

県北地域での人口減少（自然減）対策の一環として、県北広域振興局及び“いきいき岩手”結婚サポートセンター（以下「i-サポ」という。）等関係機関が連携して、県北地域を中心とした結婚を希望する方々に対し、出会いイベントや婚活等に関するスキルアップセミナーを開催することにより、男女の出会いや交流の機会を創出するほか、参加者の婚活への意欲を高めることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の内容

県北広域振興局圏域（久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、軽米町、九戸村及び一戸町のこと。）等に在住する結婚を希望する者に対し、出会いの機会を提供するイベント及び婚活のスキルアップ等のセミナーを実施すること。

（1）出会いイベントの開催

- ア 結婚を希望する男女の出会いや交流の場となるイベントを7月下旬頃に久慈圏域（久慈市、洋野町、野田村、普代村）で、10月頃に二戸圏域（二戸市、軽米町、一戸町、九戸村）で各1回実施すること。
- イ イベントは、各圏域の観光資源や特産品などの特徴を生かしながら、女性が応募したくなるような内容に配慮すること。必要に応じて、体験料、講師料、飲食費、バス・会場等借上げ料などの費用も委託料に加えて積算すること。
- ウ イベントの開催に当たっては、参加者から料金を徴収することを妨げない。ただし、料金を徴収する場合、女性同士の友人紹介割引（参加料無料）を実施することとし、その費用は事業費に加えて積算すること。なお、事業費総額から収入額を引いた額を委託料として積算すること。
- エ イベントでカップルとなった参加者に対し、5,000円相当のペアお食事券を発行すること。使用できる店舗及びお食事券のデザイン・仕様等は別途協議することとし、発行に要する費用（印刷代・食事代等）は委託料に加えて積算すること。
- オ イベントでは、i-サポの職員から参加者に対し、i-サポの周知及び登録促進を行う時間を設けること。
- カ イベントの対象者は、独身者で20歳以上45歳以下の範囲内において、年齢設定を行うものとし、男性は県北圏域内に居住又は勤務している者、女性は地域による制限を設けない。
- キ 参加人数は原則男女各10名までとする。最少催行人数は男女各4名とし、男女各10名を超える場合は抽選等により参加者を選定する。なお、当日の参加人数は県と協議の上、決定する。

(2) スキルアップセミナーの開催

イベント開催前に、婚活に関するスキルアップセミナーを男女別に開催すること。なお、セミナーはイベントと同日に実施することを基本とする。

(3) 参加者の募集案内及び問い合わせ対応等

ア 参加者の募集を行い、申し込みを受け付けること。また、参加者からの問い合わせに対応すること。

イ 参加料を徴収する場合は、参加しやすい良識的な料金設定となるよう配慮して徴収を行うこと。なお、徴収した参加料は食材費、飲食代等のイベント運営費用に充てるものとし、金額設定については、イベント告知前に協議の上、決定すること。

ウ 広告宣伝として、ホームページ、チラシ、ポスター、ラジオ、SNS等を活用し、効果的な情報発信を行うこと。チラシは各回10,000枚程度、ポスターは各回100枚程度作成（デザイン含む）し、別途県が指定する場所（10箇所程度）に送付すること。

(4) イベント等の実施及び運営

会場の借上げ及び設営、撤去のほか、必要な物品等の準備、司会進行等の必要な業務を行うこと。

(5) アンケートの実施及び参加者からの相談対応

ア 参加者へのアンケートを1回のイベントにつき2回実施すること。1回はイベント当日に参加者全員に対して実施し、もう1回はイベントから3か月後に、カップルとなった参加者に対して行うものとする。アンケートの設問等については、別途協議する。

イ アンケートの集計・分析を行い、結果を報告すること（満足度、改善点、ニーズ等）。

ウ イベント後に参加者から相談等があった際は対応すること。

(6) 報告書の作成

イベントを開催した都度、実施状況等をまとめた報告書を作成し提出すること。

5 委託上限額及び対象経費について

1,920,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

委託料の積算となる対象経費は、実施事業に直接必要となる経費（人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料、借上料、保険料等）とし、備品等財産を取得する経費は含めないこと。

6 成果品

イベント終了後、以下の成果品を県北広域振興局に提出すること。

(1) 業務委託完了届

(2) 事業報告書

様式は任意とするが、次の内容を含むものとする。

ア 広告宣伝として使用した資料

イ イベント内容が分かる資料及び記録写真（データ可）

※ イベント等企画及び実施に当たり受託団体が行った工夫点や反省点

ウ 参加者名簿（カップル成立者が分かるよう作成すること。）

エ 参加者アンケート集計・分析結果

オ その他関係資料

7 個人情報の取扱いについて

- (1) 個人情報の取扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「岩手県個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)」等の関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱い者を限定するとともに、収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。
- (3) 収集した個人情報は、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。
- (4) 収集した個人情報は、契約終了後、確実に速やかに廃棄又は消去すること。

8 留意事項

- (1) 事業実施に当たり、必要となる資料、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等については、受託者の責任において行うものとする。
- (2) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- (3) 当日、参加者にふさわしくない状態である者（著しく不快、虚偽の言動、いわゆるナンパ目的の不誠実な者、酒に酔っている者、虚偽の申込みの者等）や、健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結び付く行為、他社の名誉又は信用を棄損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベントの運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど健全性を維持し、他の参加者を保護する取り組みを行うこと。
- (4) イベント内における参加者同士の連絡先等の個人情報交換は、参加者本人の責任において行うよう参加者に伝えること。

9 その他

- (1) 本事業に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、県北広域振興局と受託者が協議を行い、定めるものとする。